

平成 26 年度（福）ふじみ野福祉社会事業計画

法人理念

利用者・家族・職員の3つの笑顔を大切に地域に根ざした施設づくり

利用者さんの笑顔は良質なサービスを提供することによって生まれ、家族の笑顔は安心して介護を依頼できることによって生まれ、職員の笑顔はこの福祉というたいへんな仕事を通じて得られる充実感から生まれ、それらの活動を通じて地域福祉を推進していくという意味が込められております。

利用者の尊厳ある生活を守り継続する施設づくり「生存」から「生活」へ

利用者の「食べる」「寝る」「排泄」「入浴」といった単なる「生存」のためのサービス提供で終わるのではなく、利用者が「学ぶ」「遊ぶ」「話す」「創造する」「安らぐ」といった生存を超えた「生活」行為を支援するためのサービスを提供することによって、利用者の尊厳ある生活を守り継続していくことができます。介護の視点を「生存」から「生活」へと変えることにより、利用者が地域のなかで尊厳ある生活を維持しながら、生き生きと生活できる施設づくりしていくという意味が込められております。

運営方針

- ・ 制約をなくし、利用者の自己決定の尊重をサービス提供の視点とする
- ・ 高齢者の地域生活を支える拠点を目指す
- ・ 小中学校や地域の行事を通じて地域の人々と交流を図る
- ・ 第三者のサービス評価を受け、運営の改善に努める

現状及び課題

平成 25 年度より本格的に 1 法人 2 施設を運営してきました。

事業そのものに目を向けてみると、広域型であるむさしの及び地域密型であるひだまりの庭むさしのにおいて、これまでの実績とそれぞれの地域特性を活かし、職員の相互交流を大切にしながら事業を実施することができました。

また、富士見市に目をむけてみると高齢化率が高くなるにつれて要介護高齢者も増加します。このような状況を支えられる法人に成長していくことが今後、必要とされる地域包括ケアを実践していく第 1 歩となります。

このような状況を背景にサービスの質の向上や地域のニーズを満たしていくためにはここ数年、課題としている職員教育・育成及び在宅サービスの充実が必要です。

平成 26 年度は包括及び居宅の開設といった新たな事業展開をしながら、以下の計画に取り組んでまいります。

1 法人本部

総合目標及び課題

- ・ 諸事業の執行状況を確認しながら内部統制を実施します。

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 両施設の健全な運営	<ul style="list-style-type: none">① 理事会・評議員会を開催し、諸事業の管理、運営等審議します。② 4月よりひだまりの庭むさしのにおいて、地域包括支援センター、支援センターを開設するに当たり、健全な運営ができるよう努めます。③ デイサービスセンター、ヘルパーステーション、支援センターについて管理者を兼務ではなく専従とし、各事業の運営責任を明確化します。④ 両施設の各事業の経営安定に努め、健全な運営に努めます。

2 管理課

総合目標及び課題

- ・ 両施設の事務の効率化及び収支を把握し、経営安定に努めます。

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 両施設の事務の効率化	<ul style="list-style-type: none">① ひだまりに管理職員が毎日行けるよう努めます。① 両施設の連携に努め、ひだまりに行く便を活用し、速やかな事務処理に努めます。
(2) 会計数値の把握	<ul style="list-style-type: none">① 未収金管理方法を明確にします。② 各月の売上額及び未収金回収額を明確にします。③ 担当者を作り一定期間ごとに回収状況の報告を行う体制を確立します。
(3) 職員用 HP の有効活用	<ul style="list-style-type: none">① 業務状必要な情報を職員各自で確認できるような周知を行います。② 各職員への情報保有格差を減らす為、朝礼・夕礼・職員掲示板・職員 HP 等への分かり易い周知取組を行います。
(4) 衣類の名前・ポケットの確認	<ul style="list-style-type: none">① 名字が同じ利用者には特に注意し、名を確認し、たたみ利用者ごとに確実に配布します。② 洗濯する前にポケットに物が入っていないか確認します。
(5) 清掃マニュアルの確認	<ul style="list-style-type: none">① 決められた清掃用具を使用します。② 自分の担当清掃場所をきちんと清掃し、それ以外の場所は、その都度職員間で話し合っ決めて行います。③ チェック表にその日のチェックを記入します。

合同研修委員会

職員研修

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 埼玉県社協、労施協等外部研修に各課職員が積極的に参加できるよう努めます。 ② 研修に参加することにより、職員のスキルアップに努めます。 ③ 研修内容によっては、職員による内部研修に活かせるように努めます。
(2) 初任者研修プログラムの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ① 入職時の施設長オリエンテーション（法人概要）を初めとして、管理課オリエンテーション（就業規則等の説明）、配属された課内での初任者研修（OJT 研修、各専門セクション研修、接遇研修）、他課研修（他業種の実地研修）等を通して、初任者として必要な基礎研修を実施します。 ② 業務上の目標を設定し、人事考課制度を通して、各初任者の達成度合い・課題を確認し、指導・養成に努めます。
(3) 各課・セクションごとの研修	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業ごとに、法令や運営基準等に基づく必須研修を実施します。 ② 各課・セクションごとに、事業計画に記載している目標を実現するために、必要な実地研修を実施します。

広報委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 広報委員会メンバー間の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報委員同士の連絡をより密にし、各事業ごとの業務内容を明確にし、お互いに協力できる体制を作ります。
(2) むさしのの魅力が伝わる広報誌を作り	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報誌の編集に多くの職員に関わってもらい、様々な指摘や意見を取り入れながら、読んでいる方が楽しめる広報誌を作ります。

・衛生委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 産業医による指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎月、衛生委員会を開催します。 ② 産業医中島先生に来ていただき、全職員対象とした感染症、衛生環境等指導いただき、また委員会として施設での問題点を検討します。
(2) 感染症予防	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者のご家族及び面会者にうがい、手洗い、マスクの着用の協力をお願いし、感染予防に努めます。 ② 職員には引き続き、出勤日の体温測定、うがい、手洗い、マスクの着用を徹底して行い、職員から利用者へ感染しないように感染予防に努めます。

3 生活課

総合目標及び課題

- ・丁寧さと安楽さを意識した介護を提供し、事故の予防に努めます。
- ・余暇等のある楽しみのある生活を提供します。

介護

重点目標及び課題	具体的取組み																						
(1) 職員同士の連携強化・スキルアップ	① 職員同士のコミュニケーションを増やし連携の強化を図ります。 ② 基本となる介護内容を疎かにせず、双方が業務内容の確認・指摘をする中で連携・信頼関係を深め、同じ水準でのサービス提供ができるように取り組みます。 ③ サービス内容の変更時は、口頭による引継ぎを中心とし、的確に行います。																						
(2) 安全な介護による事故防止	① 誤った認識による介護事故・サービス低下を招かないよう、共通認識を持ち統一した介護を実施します。 ② 生活課内で、実地による研修を開催し、多くの職員が同じ水準のスキルを身に付けて、サービス提供ができるように取り組みます。																						
(3) 事業内容の周知	① 事業内容の説明・補足する機会を増やし、職員への意識付けを強化します。介護職員全員が同じ目的・目標達成に向かっていける体制を築きます。																						
(4) 余暇活動の充実	① 食事前に口腔ケア体操や簡単に実施できる体操を取り入れ、体を動かす機会を設けます。 ② 余暇活動の道具や資料を準備して、僅かな時間でも楽しめる余暇の提供を行います。																						
(5) 接遇	① 利用者の方への姿勢や目線に気を配り、丁寧な会話を心掛けます。 ② 作業をしながらではなく、手を止め、利用者の方としっかりと向き合った接遇を行います。																						
(6) 年間諸行事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>予定行事</th> <th>実施予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>お花見行事</td> <td>開花の頃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5月</td> <td>端午の節句</td> <td>5月2日(金)</td> </tr> <tr> <td>菖蒲湯</td> <td>5月5日前後</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>ユニット行事</td> <td>6月中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7月</td> <td>七夕行事</td> <td>7月7日(月)</td> </tr> <tr> <td>納涼祭</td> <td>7月26日(土)</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>ユニット行事</td> <td>8月中</td> </tr> </tbody> </table>	実施月	予定行事	実施予定日	4月	お花見行事	開花の頃	5月	端午の節句	5月2日(金)	菖蒲湯	5月5日前後	6月	ユニット行事	6月中	7月	七夕行事	7月7日(月)	納涼祭	7月26日(土)	8月	ユニット行事	8月中
実施月	予定行事	実施予定日																					
4月	お花見行事	開花の頃																					
5月	端午の節句	5月2日(金)																					
	菖蒲湯	5月5日前後																					
6月	ユニット行事	6月中																					
7月	七夕行事	7月7日(月)																					
	納涼祭	7月26日(土)																					
8月	ユニット行事	8月中																					

	9月	長寿の祝いの会	9月13日(土)
	10月	ユニット行事	10月中
	11月	ユニット行事	11月中
	12月	もちつき行事	12月14日(日)
		冬至(ゆず湯)	12月22日前後
		クリスマス	12月25日(水)
	1月	新年会	1月10日(土)
	2月	節分行事	2月3日(火)
3月	雛祭り行事	3月3日(火)	

看護

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 日常生活の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ① バイタルの測定、食事摂取状況の把握、排泄記録の確認や一般状態の観察に加え、介護職員からの情報交換を密にし、個々の健康状態の把握に努めます。 ② 状態変化への早期発見に努め、早期対応を行います。
(2) 他職種との連携と情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護職員と情報の共有を図り、お互いに協力し、より良い介護が提供できるよう努めます ② 医療面での対応を随時各職種に引き継ぎ、継続できるように努めます。 ③ 年1回の健康診断・3ヶ月毎の採血、月1回の体重測定や食事摂取状況の把握を行い、各職種と相談し、食事内容等の変更・見直しを随時行います。 ④ 相談員へ状態報告を密にし、ご家族への情報提供が円滑にできるようにします。
(3) 薬剤・投薬の適切な管理と指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 定時処方・臨時処方の内容の確認を行い、間違いがないように努めます。 ② 臨時処方のはわかりやすく整理し管理します。 ③ 職員への配薬時・服薬時の注意事項や対応など指導します。
(4) 職員への医療教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 入職時医務研修を行い、医務的業務に支障がないよう指導します。 ② 看護職員間でのコミュニケーションを図り、職員への統一した指示・指導ができるよう努めます。 ③ 救急時対応マニュアル・看取り対応について、職員への研修等を行い、同じ対応ができるよう努めます。

相談

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 特養入所の稼働率の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間を通して稼働率 98%を目標とし、維持・向上できるように努めます。 ② 施設サービスを受ける必要性が高い者を入所させるため、優先入所指針に基づき、入所検討委員会を毎月実施し、新規申し込み者に対する順位付け及び入所待機者を確保しスムーズな入所を行うことで稼働率の確保に努めます。 ③ 入院者への状況把握を行うために面会の実施に努め、医療機関及び家族に対し必要な退院支援を行うように努めます。 ④ 利用者の意向を踏まえた施設サービス計画書を作成し、説明・同意を得ます。
(2) 新規本入所者への迅速な支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 入所に対してご利用者・ご家族のニーズをできる限り円滑に実施し、スムーズに入所できるよう支援します。 ② 空床期間を 10 日以内に収めるよう、入所前からの本人及び家族の意向には傾聴を心掛け支援を行います。 ③ 待機者への支援も心掛け、状況把握に努めます。
(3) 利用者の権利擁護としての成年後見制度の活用と支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族・親族の協力が得られない状況にある利用者に対して、権利擁護を目的とした成年後見制度の利用に繋げていく支援を実施します。 ② 制度を利用することが望ましいご利用者・ご家族に対して成年後見制度の仕組みについて情報提供を行い、行政機関や専門職と連携を図りながら支援します。
(4) 複合的な家族間のスムーズな調整	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の方を主体とし、ご家族を含めた顧客満足のための支援を実施します。 ② ご利用者・ご家族からの訴えに対して、丁寧に内容を伺い、生活の安定を得るための必要な情報や支援を明確にしていき、ご家族の理解を得ながら支援します。 ③ 入所者の身体状況やその環境等の的確な把握に努め、情報提供を実施し、ご家族の関わりを多く持てるような支援に努めます。
(5) 施設ケアに合ったボランティアの積極的な受け入れの実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の希望する生活を実現するため、サービスの質が向上するよう社会資源を活用し、積極的にボランティアの受け入れを実施します。 ② 施設、ボランティアの双方が精神的利益が生じるよう日々積極的に信頼関係の構築に努めます。 ③ 新規ボランティアの受入調整を行い、新しい余暇の提供を実施します。

(6) 短期入所生活介護の稼働率の向上と安定確保	① 年間を通して稼働率 96.5%を目標とし、維持・向上できるように努めます。 ② 短期利用者が継続的に利用して頂けるよう、家族支援も含めたサービス維持向上を実施し、住み慣れた在宅の生活が送れるよう支援します。 ③ 新規利用者及び緊急的な利用者の積極的な受け入れを実施するとともに、状態変化があった際は、できる限り早急に各連携先に連絡し、施設としても柔軟にご本人やご家族への対応ができるよう努めます。 ④ 介護支援専門員からのケアプラン等の情報を基に、その方に合った施設サービス利用及び介護計画書を作成し、説明・同意を得ます。
--------------------------	--

リハビリ

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) チームケアの質の向上	① 個々のリハビリ実施計画書を詳細にし、ひとつの動作を行うために必要な介助を明確にします。 ② 提案できる介助動作について、ケース会議、フロア会議等で多職種と検討を行います。 ③ ②で検討した介助動作を、関わる職員が同じ考え・動作でケアできるように日常生活のケアを統一できるまで一緒に行います。 ④ 動作の介助を行うにあたり、リハビリの視点で助言が必要な職員は一緒に練習をしてもらえるように依頼します。
(2) 日常生活の関わり	① 食事介助・入浴介助・排泄介助を実際に行います。頻度としてはなるべく多く、ひとつのユニットごとに集中し全利用者に関わります。 ② ①以外の移乗動作、移動動作等についても関わりを持ち身体状況を把握します。

安全委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) ヒヤリハット報告書と事故報告書作成についての取組み	① 現在使用している書式をもとに、ヒヤリハット報告書と事故報告書の書式を別にします。 ② ヒヤリハット報告と事故報告の判断基準の区分け・整理をし、開始後に速やかに職員が取り組めるような体制を作ります。
(2) 転倒・転落事故が多い利用者の方に対するアプローチ	① 転倒・転落が多い利用者の方に対するの介助を見直し、安全策を協議する場を今まで以上に設けます。 ② ヒヤリハット報告書・事故報告書の分析から見える懸念事項等を会議の議題として、新たな安全対策案等を考え、その内容を職員へ周知し、転倒・転落事故の軽減を図ります。

排泄委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) トイレでの自然排尿・排便への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ① パットに頼るだけではなく、立位が困難な方であっても職員2名での排泄支援やポータブルトイレでの支援を行います。 ② トイレでの自然排尿や排便を促していくために利用者に合った排泄ケアの支援を行います。 ③ 一人でも多くのご利用者について、オムツ外しの取り組みを行います。
(2) 職員の排泄技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 今年度より、テナから新しいオムツへ変更するにあたり、職員一人一人が当て方をしっかりと学び、利用者の方への不快感がないように努めます。

入浴委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 利用者に合った入浴の提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 本入所・短期利用者の方の入浴形態・方法を身体状況に合わせ、快適・適切な入浴ができるように支援を行います。
(2) 感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 衛生的な入浴の提供のため、以下のことを再度周知し、実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひのき浴…入浴中は常にオーバーフロー（かけ流し）を行いながら入浴をします。 ・ロベリア浴…塩素殺菌装置を入浴中に使用します。 ② ロベリア浴の塩素殺菌装置の希釈液の作成方法が記載された資料を提示し、周知します。
(3) 安全な入浴介助への取り組み（転落事故・転倒事故等の入浴事故防止対策）	<ul style="list-style-type: none"> ① 自・他施設にて起きた入浴事故を記した書面をもとに、職員全員に対して研修を実施します。 ② 入浴介助における職員間の連携や安全性の大切さを、再度認識してもらい入浴事故防止に努めます。

食事委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 誤嚥防止マニュアルの周知	<ul style="list-style-type: none"> ① 誤嚥防止マニュアルを各職員に配布します。また、各ユニット・中央ステーションに設置し、職員全体に周知します。
(2) 嚥下体操の周知・実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 嚥下体操を職員全体に周知し、継続して実施できるようにしていきます。 ② 利用者の方と職員の双方が嚥下体操を行いやすいように、資料を作成する等の環境整備に努めます。

(3) 食事内容の充実	① 利用者懇談会等でのご利用者の食事についての意見・希望を、栄養課へ引き継ぎ、食事内容の充実を図ります。
-------------	--

整容委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) リネン交換業務の周知	① リネンの出し忘れ、伝票の記入忘れがないように、曜日・方法等をわかりやすく簡潔に説明し、職員の目の届く場所に掲示し、周知します。
(2) ユニット内の換気、アルコール消毒の継続	① 実施時間の見直しを行い、1日に複数回の換気・アルコール消毒を実施します。 ② 消毒はドアノブや手すり等、利用者の方が触れる場所を重点的に行います。換気は昼夜を問わず実施し、快適な室内環境を確保します。
(3) 整容・身だしなみを整える	① 起床時だけではなく、随時、整容・身だしなみに気を配り、清潔感ある生活を送れるように支援します。
(4) 居室の整理整頓	① 居室へ訪室した際、棚に出ている衣類や小物等を棚やタンスに随時しまえます。各居室担当と協力し、定期的な居室清掃を実施し、快適な居住空間を提供します。
(5) 個人用アルコール消毒ボトルの携帯	① 職員に配布しているアルコールボトル携帯の周知・徹底を、再度実施します。 ② ボトルに名前を記載し、業務前に必ず携帯していきます。1介護・1消毒の実施・徹底を行います。
(6) 車イスの清掃・清潔保持	① 車イスが汚れた際の清掃・処理方法の周知を行い、清潔保持に努めます。

身体拘束廃止に向けた検討委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) マニュアルの作成	① 薬による拘束、言葉による拘束について学び、マニュアルを作成し、活用できる環境作りを行います。
(2) 薬剤について知識を高める	① 高齢者が使用する薬について作用・副作用を学びます。 ② 利用者の使用している薬剤の副作用が拘束につながっていないかを検討しています。また、看護に協力を求め、囑託医とも相談を行います。

4 地域課

総合目標及び課題

地域課 5 事業が連携して総合的な支援を展開します。また、地域の方々が、在宅生活の中で自立につながる行為が1つでも増えるように、生きがいを持ち続けられるように支援します。

デイサービスセンター

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 稼働率の維持・向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間通して、稼働率 81% を目標とし、維持・向上できるように努めます。 ② 利用者や家族、ケアマネジャーの印象に残るデイ活動誌を作成し、配布することで、むさしのの魅力を伝え、利用に繋がります。 ③ 利用者の特性を踏まえ「その人らしさ」を大切にする、利用者本位（自立支援型）の支援活動をします。
(2) 相談援助サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> ① ご家族のニーズも捉え、利用者の心身状態や活動内容など、状況に応じた情報を提供します。 ② 現場との連携を図り、プランの実行とモニタリングを遂行します。 ③ ケアマネジャーとの情報交換に努めます。
(3) 医務・機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者異常の早期発見に努め、早期治療につながる支援をします。 ② 介護職への研修や日常的なOJTを通じて、医療面での知識向上に努めます。 ③ 個別に合わせた生活リハビリやストレッチなどを行い、在宅でも継続していける支援をします。
(4) 職員の個々の力が引き出せる職場作り	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の個性を尊重し、得意分野をさらに伸ばして成長していける職場作りを目指します。 ② 日常的に利用者を観察しながら特性を理解し、情報も共有しながら少しの変化も見逃さない支援をします。 ③ ドライバーと添乗職員が協働・連携して円滑な運行業務に努めます。 ④ 介護福祉士やケアマネジャーなどの上級試験に挑戦し、介護の専門家としての確かな知識を身に付け、安心感を提供します。 ⑤ ヒヤリハット報告をその都度挙げ、リスクマネジメントに努めます。 ⑥ 研修や提案を通して、予見による危機意識を高め、すぐに改善することにより未然に事故を防ぎます。
(5) 選択できるアクティビティと年間行事計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 趣味活動・クラブ活動・行事参加などへの自己決定を尊重し、利用者主体のアクティビティを提供します。 ② 新たなアクティビティを常に模索し、提案・実行することで利用者の満

足度を高めます。

③ 新たな取り組みを織り交ぜ趣向を凝らした以下の行事を行います。

月	行事	内容	実施予定
4月	お花見と ゆいの里喫茶	月前半はお花見 月後半は喫茶に出かけ春を感じる	満開の時期 気候穏やかな 時機を見て
5月	ふじの花観賞	富士見市役所のふじの花を 観賞する	5/19～ 5/23
6月	かっぱ寿司外食	様々なお寿司の中から好き な物を選び、堪能する	6/23～ 6/28
7月	シネマむさしの 納涼祭	短編シネマを観賞する 納涼祭への参加	7/21～ 7/26
8月	かき氷	おやつにカキ氷を提供し、 夏の涼を感じてもらう	8/18～ 8/23
9月	長寿を祝う会	利用者のますますの長寿を 祝い、ボランティア演芸や 記念品の贈呈を実施	9/15～ 9/22
10月	日帰り旅行	曜日ごと、希望利用者に対 象に日帰り旅行を実施	10/1～
11月			11/30の間
12月	クリスマス会 もちつき会	クリスマスの雰囲気を楽し んでもらい、全員にプレゼ ントを贈呈 もちつき会を実施	12/22～ 12/27 12月末
1月	鍋行事	鍋を昼食に提供し、下ごし らえや味付けなど利用者主 体で実施する	1/19～ 1/24
2月	節分	豆まきを行い、一年の厄を 払う	2/2～ 2/7
3月	運動会	パン食い競争や玉入れ、綱 回しなど	3/23～ 3/28

ヘルパーステーション

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 稼働率の維持・向上のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間を通して延べ利用回数 220 回を目標とし維持・向上できるように努めます。 ② 居宅事業所への実績報告時（隔月ごと）に空き情報の提供を実施します。 ③ 良質なサービスの提供を継続し、信頼の獲得を継続させていきます。 ④ 利用者への尊敬と感謝の気持ちをこめて敬老の日に記念品の配布を実施します。
(2) 苦情・相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 苦情・相談の対応姿勢として、迅速・丁寧な対応を心がけ問題解決に努めます。 ② 苦情・相談内容は職員間にて周知し、同じ過ちを起こさないように努めます。
(3) 職員の資質向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 月 1 回、ヘルパー職員間で事例検討会及び勉強会を行います。 ② 訪問介護のスキル向上のために、外部研修等各職員最低年 2 回は参加します。 ③ 各職員がケアプランを把握し、最低限の介護保険サービスの知識を身に付け、情報提供することができるようになります。 ④ 各職員が円滑で良好なコミュニケーションスキルを身に付けます。 ⑤ 利用者のADL及びIADLをしっかり把握した上でサービスや日常生活に対する助言等を行えるようになります。 ⑥ 他の職員の知識・技術を参考に研鑽し合います。
(4) リスクマネジメントの重要性	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急時の対応の手順をしっかり把握してサービスに入ります。 ② 安易な自己判断は行わず、必ず事業所に報告し指示を仰ぐように努めます。 ③ 想定されるリスクに関して、情報を共有し事故の予防に努めます。

居宅介護支援事業

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 稼働率の維持・向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間を通して稼働率 88%を目標とし、維持・向上できるように努めます。 ② 事業所枠での給付管理数の上限を確認し、利用者の休止の期間を把握しながら、受入れを調整します。 ③ 5 圏域の地域包括支援センターと連携を取りながら、可能な限り新規案件を積極的に受入れます。
(2) 事業所内の連携	<ul style="list-style-type: none"> ① 急遽利用者・家族からサービス調整等の依頼があった場合、公休等で不

<p>(3)相談・苦情の援助体制</p>	<p>在な担当に代わり、他ケアマネジャーがスムーズに調整を行えるようにします。</p> <p>② ①を行うため、支援会議・プラン・事例検討会の場で、各自ケースの近況報告を行い、引き続き、新規・休止・入院等の状況把握をします。</p> <p>③ 各自の動きを把握するため、各ケアマネジャーの業務内容が日別で一覧・確認できる業務日誌を作成します。</p> <p>① 利用者、家族からの苦情については、管理者に必ず伝え、公正中立で迅速かつ適切な対応を行います。又、他従業者にも報告し、情報の共有を行い、対応策を検討します。</p> <p>② 苦情の内容・対応・結果について、その大小にかかわらず、法人内で統一した苦情受付簿内に記録します。</p>
<p>(4)従業員の育成</p>	<p>① 事業所内にて、新任ケアマネジャーにおける教育体制を確立（明確化）し、スムーズに業務に入れるようにします。</p> <p>② 新任ケアマネジャーに対しては、業務に対しての不安感を抑える為に、1ヶ月を目安に一連のケアマネジメントに同行し、サポートします。</p> <p>③ 興味がある外部研修には、積極的に参加し、スキルアップを図ります。</p> <p>④ 新任ケアマネジャーへは就業6カ月～1年の間に新任者向け基礎研修を受講する機会を確保します。</p>
<p>(5)在宅生活を支えるための支援</p>	<p>① アセスメントの段階で利用者ニーズを掘り起こし、在宅で生活する上で必要な課題を抽出します。</p> <p>② 課題を抽出し、在宅生活に必要な支援を、介護保険サービス・インフォーマルサービス等を活用し、利用者自身が行えることを増やせる居宅介護計画書を作成します。</p> <p>③ 自立支援に向けた意識をケアマネジャーが持てるように、事業所内の会議・研修を通して高めます。</p> <p>④ 居宅介護計画書の中のプランの実施状況・短期目標の達成状況（計画書作成日から概ね6カ月）を、介護サービス事業所に照会文の依頼をした上でモニタリングし、適宜プランの見直しを実施します。</p> <p>⑤ 介護サービス事業所が、自立支援の取組みをプランの内容に沿ってスムーズにサービスが提供できるように利用者・家族と介護サービス事業所の間で連携して支援します。</p>

地域包括支援センター

重点目標及び課題	具体的取組み												
(1) 総合相談・支援事業	<p>① 総合相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度から富士見市では、地域包括支援センターの愛称が「高齢者あんしん相談センター」として決定した。広く周知し、愛称のように、より身近で親しみがもて安心して相談できるところとして、また深刻な事態にならないよう、当事者からだけでなく近隣からも気軽に相談が寄せられるよう職員は、医療・福祉・介護の専門職としての知識や技術を生かし、関係機関や関係者へ誠実な対応や、丁寧な経過報告を行い、相談機関としての信頼を確実にします。 民生委員からは、独居高齢者や高齢者世帯の相談や情報提供が常にあり、今後も信頼関係を構築し地域の高齢者等を支援していくために一層の連携をします。 <p>② 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度は、富士見市作成の地区別の要援護者台帳（緊急時連絡カード配布の独居高齢者等）の実態把握と緊急連絡カード配布を実施したが、今年度も民生委員との情報交換を行いながら、最新情報を更新しながら情報共有し地域の実情を踏まえて支援に結び付けます。 高齢者名簿（住民票上の独居及び高齢者世帯名簿）から、後期高齢者や独居高齢者等と実情に沿った訪問優先順位を決め、年間実績目標（前年度以上）を目指し継続して実施します。 <p>③ 地域支援とネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法に位置づけられた地域ケア会議では、地域の高齢者への支援を、地域住民や民生委員、関係機関、専門職による事例検討を行い、当事者だけでなく地域の課題を探りながらネットワークを構築していきます。 地域ケア会議のほかに、民生委員との情報交換会、各種講座や介護者教室を企画・開催し、ネットワークの拡大や連携強化を図ります。 <table border="1" data-bbox="539 1579 1428 1908"> <tbody> <tr> <td>地域ケア会議</td> <td>年3回開催予定</td> <td>第1圏域内にて開催</td> </tr> <tr> <td>情報交換会</td> <td>年2回実施予定 要請に応じ随時実施</td> <td>勝瀬地区民生委員協議会 水谷・南畑地区民生委員協議会</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター養成講座</td> <td>1回実施 要請に応じ随時実施</td> <td>予定 南畑第4町会へ依頼</td> </tr> <tr> <td>介護者教室</td> <td>年5回開催予定</td> <td>第1圏域内での開催企画</td> </tr> </tbody> </table>	地域ケア会議	年3回開催予定	第1圏域内にて開催	情報交換会	年2回実施予定 要請に応じ随時実施	勝瀬地区民生委員協議会 水谷・南畑地区民生委員協議会	認知症サポーター養成講座	1回実施 要請に応じ随時実施	予定 南畑第4町会へ依頼	介護者教室	年5回開催予定	第1圏域内での開催企画
地域ケア会議	年3回開催予定	第1圏域内にて開催											
情報交換会	年2回実施予定 要請に応じ随時実施	勝瀬地区民生委員協議会 水谷・南畑地区民生委員協議会											
認知症サポーター養成講座	1回実施 要請に応じ随時実施	予定 南畑第4町会へ依頼											
介護者教室	年5回開催予定	第1圏域内での開催企画											

④ 出前相談会・出前講座等の実施

- ・地区行事での出前相談会や、依頼のあった出前講座はできる限り受け入れ、多様化する地域包括の業務（県の交通安全アドバイス、コバトンお達者倶楽部等の周知等）も含め、身近で分かりやすい内容を提供します。
- ・H24 年度から南畑地区社会福祉協議会と企画・開催で連携した「健康講座」は2年連続で実施できた。今後も地域の要望に応えられるよう講座企画や講師調整を行い、定着化を図ります。
- ・H26年度から、勝瀬地区でも「介護者支援の会 窓陽（まどび）」の主催による介護者サロンが開催となる。富士見市社会福祉協議会、ふじみ野交流センター、高齢者福祉課、健康増進センター、富士見市ボランティア連絡会、地域包括支援センターの後援となる。月1回の参加の際には、介護者の心情を傾聴し、専門的助言を行いながら、地域の介護力や住民同士の共助の仕組みを支援します。

出前講座	年6回実施 要請に応じて随時実施	4/9 ふれあいサロンひろば（渡戸） 6/7 渡戸第2ふれあいサロン 7/2 サロンはるな（勝瀬集会所） 9月 渡戸東地区敬老会 予定 11月 羽沢1丁目サロン 予定 2月 ふじみ野ふれあいサロン 3月 南畑若松会 予定
出前相談会	年4回実施予定	・4月 菜の花フェスタ ・9月 勝瀬 de 縁日 ・3月 ふじみ野文化祭 ・3月 南畑ふるさとまつり
健康講座	南畑各町会 要請に応じ随時	・1月～2月 予定
介護者サロン窓陽（まどび）	第1金曜日	4/11 ふじみ野交流センター 5/23 ふじみ野交流センター 6/～ ふじみ野交流センター

(2) 介護予防事業対象者に対する介護予防マネジメント

- ① 年間を通して予防プラン作成 34 人とし維持・向上できるように努めます。
- ② 予防給付の対象者へのケアプランの作成、支援
 - ・高齢者の有する能力に応じ自立した生活が営めるよう自己選択を尊重し、サービスの必要性だけでなく、継続性も視点に慎重に見極めて契約やプラン作成を行います。
- ③ 二次予防事業対象者の把握・支援

<p>(3) 権利擁護業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次予防事業の周知の為、様々な活動の場を活用して、介護予防の必要性や二次予防事業の目的・内容を説明し利用者の増加を図ります。 ・参加利用者の事業利用状況の把握・評価については、本人への定期訪問だけでなく、事業実施機関との連携や情報交換で行うが、各包括間でその方法をより具体化し統一できるように働きかけます。 <p>① 高齢者虐待への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報時は速やかに複数職員で自宅訪問・状況確認を行う等、高齢者の権利尊厳を行使できるよう、市と連携しながら役割を確実に実行します。 ・重層的な問題を抱えるのが高齢者虐待の実際のため、本人支援だけでなく養護者支援のため、市高齢者援護係・関係機関と連携します。 ・虐待ケースについては、職員間で検討し情報共有して慎重に対応します。 <p>② 消費者被害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における消費者被害を防ぐため、地域の実情を把握しつつ、地域包括業務(サロン訪問・出前講座・相談会等)を通して、被害の手口や対応について周知・啓発に努める。また、市消費者相談室と情報交換を行い、被害修復や二次被害防止に努めます。 <p>③ 成年後見制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用促進のため成年後見制度の周知に努め、専門職とのネットワークを構築しながら、制度を必要とする高齢者・親族等への利用申し立て支援等を継続します。
<p>(4) 包括的・継続的マネジメント事業</p>	<p>① ケアマネジャーへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定において要支援と要介護を行き来するような高齢者に対し、切れ目のないサービスが提供できるようケアマネジャーとの連携を密にします。 ・処遇困難事例へのケアマネジメントの問題や、支援におけるさまざまな相談への助言・指導を行い、主体であるケアマネジャーの後方支援の役割を果たします。 <p>② ネットワークづくりの推進と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域会議、地域ケア研修会は、圏域を越えて市内外からのケアマネジャーの参加を得て、興味をもて研鑽が積める会議と評されています。ただ、本年度は、5か所の地域包括支援センターが各自開催となると参加者への負担が懸念されるため、市と他包括と調整していく方針です。

(5) 地域への貢献	圏域会議	年3回開催予定	2回は第1圏域で開催 合同会議がない場合は3回 目を単独開催
	地域ケア研修会	年2回開催予定	1回むさしの主催 1回合同開催
(6) 地域ニーズの掘り起こし	ふれあいむさしの	年2回開催予定	4月菜の花フェスタ出前相談会 10月富士見市ふるさと祭 出前相談会
	地域行事への協力	要請に応じ随時 対応	・文化祭、勝瀬 de 縁日、敬老会、 運動会、祭、グランドゴルフ 大会、環境美化運動等
(7) その他	<p>① 「ふれあいむさしの」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係者との多くの関わりから培った信頼関係を大切に、積極的に地域へ赴き、高齢者や家族、一般住民と交流し、業務へ反映させます。 <p>② 地域行事への参加および協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の要請に応じた協力や自主的な参加を行います。 		
	<p>① 一つの業務であって一つの業務に終始しない取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や高齢者を取り巻く地域の実情や特性を反映させ、その地域にあったサービス体制が実現できるよう、地域包括支援センターの事業展開（総合相談、実態把握、ケアマネジャー支援、介護予防マネジメント支援、出前相談会、出前講座、地域活動協力、関係機関との連携協力等）の多面的展開の中から業務をリンクさせながら地域ニーズを掘り起こします。具体的には、社会福祉法人としての法人事業への提案・連携等も視野に、地域ニーズを掘り起こし、個別支援にとどまらず、地域の持つ福祉を強化し、向上させる地域カアップにつなげるよう努めます。 <p>② 地域包括の「見える化」「顔の見える包括」を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当の第一圏域は、他の4包括分に匹敵するほどの広域となる。各町会での特性が様々だが、常に圏域の高齢者の実態を把握し、ニーズを予測していれば早期発見・早期対応が可能となる。地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集や、顔の見える地域包括として関係構築を継続していくことに努め、地域ニーズを掘り起こしていくことに努めます。 <p>① 危機管理（緊急時・事故発生時の対応等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独死・孤立死・無縁死と言われる地域への対応は、年に1回はある。 		

	<p>緊急対応の相談や支援も増加、所内で対応マニュアルの確認を行い、各職員の役割や他機関との連携について共通理解を図ることを継続します。</p> <p>② 個人情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守しながら、情報の扱いや管理は、他機関への情報提供時は、慎重に行います。また、事務所内のデスクとなり、他部署や外来者へ個人が特定できないよう、別室での対応も視野に入れます。 <p>③ 職員の能力向上と地域の人材との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に専門性を高める意識を高く持ち、知識向上のための研修に参加できるようにすることはもちろんだが、地域包括支援センターの研修会や教室の講師の発掘も視野に入れながら、人と人をつなぐことを念頭に研修に臨みます。
--	---

配食サービス

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 在宅生活を支える事業としての構築	<p>① 地域課 4 事業を中心に、利用者・家族の食事に関するニーズをインタビュー・アセスメント・モニタリング・サービス提供時に拾い上げます。配食サービスの希望があった場合のみ、その情報をもとにして利用者個々にあった配食の形態を提案します。</p> <p>② 配食サービスを利用することで、生活の質を落とさず、気軽に準備・片付けができることで、食事の時間が楽しみになるように支援します。</p>
(2) 地域社会への配食事業の宣伝・広告	<p>① 市内5圏域の地域包括支援センターにパンフレットを配布し、事業周知に努めます。</p> <p>② 病院や公民館等の公共施設にパンフレットを配布し、事業周知に努めます。</p> <p>③ 月 1 回の事業所訪問の際、引き続き、定期的にパンフレットを配布し、事業周知に努めます。</p>

5 地域支援課

総合目標及び課題

- ・小規模多機能事業の拡大
- ・ユニットケアの推進
- ・新事業の立ち上げと地域から信頼される拠点作り

小規模多機能型居宅介護

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 稼働率の維持・向上のための取組み	① 年間を通して稼働率 83%を目標とし、維持・向上できるように努めます。
(2) 事業運営における利用者獲得の取組み	① 登録人数・通いの空き情報を案内状として書面にまとめ、それをもとに市内居宅支援事業所や地域包括支援センター、病院等関係機関へ通知し、周知します。 ② 関係機関の中でも特に地域包括支援センターへ小規模多機能の事業の特徴を伝え、小規模多機能が支援として適している方の紹介が増えるよう連携を密にします。
(3) 余暇活動のプログラム化	① 余暇活動の時間を決め、毎日実施します。 ② 活動内容については全ての職員が実施できるように必要物品や進め方のマニュアルを準備しリストにします。
(4) 年間計画の作成と外出への取組み	① 年間の行事を決め、計画性のある行事を実施していく。 ② 担当職員を配置し行事の企画・実施を行い、施設全体の行事についても特養と協力しながら実施します。
(5) 訪問のマニュアルの作成	① 利用者ごとに個別の訪問マニュアルを作成し、訪問時統一して行うこと、注意することを明確化します。
(6) 小規模多機能の機能の理解	① 事業所内で改めて小規模多機能という事業について内部研修（勉強会）を行う。事業の持つ役割や職員が行えるサービスの範囲など確認し、より質の高いサービスが行えるよう事業所全体で共通認識を持ちます。

地域密着型特別養護老人ホーム

介護

重点目標及び課題	具体的取組み												
(1) 稼働率の維持・向上のための取組み	① 年間を通して稼働率 98%を目標とし、維持・向上できるように努めます。												
(2) ユニットケアへの理解を深める	① 入職者への基本的な研修の他、食事・入浴・排泄ごとに研修を実施し、ユニットケアについて職員全体で共通理解を持つ。自分たちの目指している施設とは何かを考え、「ひだまりの庭」らしいユニットケアを展開することで、入居者一人一人がその方らしく暮らすことができるよう、生活の質の向上を図ります。												
(3) ユニットケアの体制作り	① 8 時間夜勤を導入し、職員のユニット固定配置を行う。担当のユニットに職員が入れる機会を多くし、より深くユニットへ関わられる体制を作ります。 ② 24Hシートの本格的な作成と使用を開始し、入居者一人ひとりの生活リズムに合わせた介助ができるよう、職員間で統一を図ります。												
(4) 食事レクリエーションの実施	① 月1回、ユニット内キッチンを使用し、昼食やおやつ作りを行います。入居者参加と一緒に調理を行い、出来立ての食事を提供します。 ② 職員も一緒に食卓を囲み、食事の時間を共有します。家庭での食事作りの雰囲気を感じて頂くと同時に入居者が野菜を切る・混ぜるなど調理工程を行うことで入居者個人の役割を持つ機会を作ります。												
(5) 余暇活動の充実	① 職員が提供するクラブの発足。書道クラブ・カラオケクラブ・アレンジメントクラブなどクラブ活動を定期的開催し、余暇活動の幅を広げます。												
(6) 職員間での連携	① ユニットケアにより、入居者と深く関われる反面、ユニット間の相談・連携がしにくい環境でもあるため、日常的な声の掛け合いが習慣として根付くよう会議や朝礼などを通して意識付けをします。 ② ユニットリーダーを中心とし、情報の伝達や、リーダーへの報告・相談というユニット内での連携を密にします。												
(7) 年間の催し	<table border="1" data-bbox="520 1818 1437 2011"> <thead> <tr> <th>実施月</th> <th>予定</th> <th>実施予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>花見</td> <td>花の咲くころ</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>端午の節句</td> <td>5月5日(月)</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>ひだまりホームパーテ</td> <td>6月7日(土)</td> </tr> </tbody> </table>	実施月	予定	実施予定日	4月	花見	花の咲くころ	5月	端午の節句	5月5日(月)	6月	ひだまりホームパーテ	6月7日(土)
実施月	予定	実施予定日											
4月	花見	花の咲くころ											
5月	端午の節句	5月5日(月)											
6月	ひだまりホームパーテ	6月7日(土)											

		イー	
7月	夏祭り（各地区） 七夕 花火（ユニット）	7月～8月 7月7日（月）	
8月	ユニットでの催し、も しくは外出	8月中	
9月	ユニットでの催し、も しくは外出	9月中	
10月	敬老会（各地区）	9月～10月	
10月	開設記念日	10月1日（水）	
11月	ユニットでの催し、も しくは外出	11月中	
12月	冬至	12月第4週	
	餅つき	12月13日（土）	
	クリスマス	12月25日（木）	
1月	新年会	1月11日（日）	
2月	節分	2月3日（火）	
3月	雛祭り	3月3日（火）	

看護

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 外部研修参加による 情報収集	① 年に2回以上外部研修に参加し、特養で必要な看護知識や最新の情報を収集し、施設内での共有を行い、施設でのケアの向上につなげます。
(2) 看護問題の明確化と 連携	① 朝礼・有礼の申し送りの際に看護的な注意点や観察のポイントを明確化し、介護・看護の「報告・連絡・相談」を習慣化します。
(3) 医務研修の継続	① 入職時の介護職員への研修を継続して実施します。 ② 入居者の状態変化により医務的な観点から介助方法に変更の必要が出た際は介護職員へ方法について説明・指導し周知します。

相談

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 稼働率を意識した入所調整	① 今後、入所申込みがあった月は入所判定会議を開催し入所順位について申込者に通知する。また、入所案内がスムーズに出来るように待機者の確保を保持する。入院者が居る時は面会などで状態把握に努めスムーズに施設へ戻れるように対応します。
(2) 地域交流を意識した近隣との関わり	① 入居している方々が生まれ育った地域で開催している夏祭り・敬老会に参加出来るように調整します。参加する事で昔を懐かしんでもらったり、地域の方々との交流を期待します。 ② ボランティアの受入を積極的に実施し、地域ボランティアを確保することで入居者の皆さんの楽しみが増えるように努力します。
(3) 苦情解決への取り組み	① 苦情や要望は施設に対する期待であり、誠実に対応しご家族と信頼関係が築けるように努力します。 ② 苦情内容は職員が共有出来るようにユニット会議や施設内研修で対応から結果までを報告出来るように実施します。

リハビリ

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) チームケアの質の向上	① 個々のリハビリ実施計画書を詳細にし、ひとつの動作を行うために必要な介助を明確にします。 ② 提案できる介助動作について、多職種と検討を行います。 ③ 動作の介助を行うにあたり、リハビリの視点で助言が必要な職員は一緒に練習をしてもらえるように依頼します。
(2) 継続したリハビリの実施	① 平行棒、自転車こぎ、滑車運動等の器具を用いたプログラムを作成します。 ② リハビリ実施日以外は日課として運動できる環境を作ります。 ③ 継続して行えるよう、他部署にも協力を依頼します。

サービス向上委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) リフト浴の研修	<ul style="list-style-type: none"> ① 入浴時の事故防止のために正しいリフトの使い方の研修を実施し、再度確認します。 ② 入浴マニュアルを見直し、誰が見てもわかりやすく、事故につながる注意点が明記されたものへ変更します。
(2) 会議での決定事項の周知	<ul style="list-style-type: none"> ① 各委員会と重なる部分について、委員との連携を取るために話し合いを行う。委員会で決まったことをリーダーへ報告し、統一した対応ができるよう周知します。
(3) 本人持ちの食品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族持参や本人管理の食品について、月に一度、冷蔵庫内の賞味期限の確認を行い、期限が近いものは早めに提供し、期限の過ぎたものは破棄します。
(4) 食事提供の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員を対象に食事についてのアンケートを実施し、その結果をもとに食事についての研修を行います。 ② 研修内で食事提供方法や介助方法、ユニットでの調理について話し合う機会を持ち、食事提供のサービスの質の向上につなげます。

衛生委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 感染症発生時の対処マニュアル作成	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰が見てもわかりやすいマニュアルを作成します。 ② 作成したマニュアルを周知するため実践形式の研修を実施します。
(2) 褥瘡予防	<ul style="list-style-type: none"> ① 入居者の体の状態を観察し、褥瘡を未然に防ぐことができる体制を作ります。 ② 臥床時の体位交換や臥床時の体勢、褥瘡の発生できる原因など職員の褥瘡の知識を高めるよう研修を行います。
(3) 医務との連携	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症・褥瘡発生前後の報告・連絡・相談を徹底し医務の指示のもと対応策を作り、すぐさま職員に伝えられるようにします。

事故発生防止委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 事故によるアザやケガの箇所の把握	① ヒヤリハット報告時、アザ・ケガの箇所を人体の見取り図を使用し、わかりやすく形で引継ぎを行う。それにより、より正確にアザ・ケガの状況を職員間で共有します。
(2) ヒヤリハット報告の情報の共有	① ヒヤリハット報告であがった事故について原因を考察し、再発しないよう対応策を考える。決定した対応策について職員へ周知します。 ② ヒヤリハット報告を書面にまとめて回覧し確認後にサインを行う形にし、職員が確認したことがわかるような体制にします。

整容委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 車椅子清掃	① 車椅子清掃を2か月に1回定期的に行い、食べこぼしが車椅子残っていないよう清潔を保ちます。 ② 清掃については委員だけでなく職員全体で振り分け、お互いが確認しながら清掃への意識を高めます。
(2) リネン庫の掃除、物品発注	① リネン庫の掃除を1か月に1回行います。 ② 物品の発注に関しては消耗が早い物、遅い物を把握するためにノートを使用し、持ち出す際の記載を行う。物品が不足することがない定期的に確認し発注を行います。
(3) リネン伝票の周知	① リネン伝票の書き方を統一し、書き忘れや書き間違いをなくし、パッド・枕類の過不足を無くします。
(4) 居室の清潔保持	① リネン交換を行った後の居室の掃除機がけを徹底し、清潔を保持します。特にベッドの下など掃除しにくい場所の清潔保持に力をいれていきます。

排泄委員会

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) パッドの必要性・当て方の再確認	<ul style="list-style-type: none"> ① 年2回の尿測を実施し、排尿量の把握を行う。また実施の前には、ユニット会議等で周知し回り忘れを減らします。 ② 新しく使用を開始するパッドの特徴や当て方を理解し、年2~4回の実技形式の勉強会を実施し、適切な当て方を身に付けます。
(2) オムツ・パッド類の在庫管理・整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ① 1ヶ月のオムツ・パッドの使用枚数を管理・把握し、必要分の発注を行います。 ② 定期的に倉庫内の整理整頓を行います。倉庫内にオムツ・パッドが収まるような管理・発注を行い、個々にあったアイテムを周知し、管理します。
(3) ひだまりの庭での排泄ケアの統一・周知	<ul style="list-style-type: none"> ① 排泄の基本的な知識を習得するための内部研修の実施します(年2回の実施を目標とする) ② 利用者それぞれにあったアイテムを選定し、尿量や状態に合わせて変更します。 ③ ユニットケアの考え方に合わせた排泄ケアの統一するため職員へ周知します。

地域包括支援センター

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 初年度の運営について	<ul style="list-style-type: none"> ① 第5期高齢者保健福祉計画「あんしん元気生き生きプラン2012」に基づいた日常生活圏域の再編に伴い、第5圏域の地域密着型サービス施設においても新たに地域包括支援センターを受託できました。これは、さまざまな行事や活動を通して地域の人々と交流を図り、高齢者の地域生活を支える拠点を目指した法人の地道な歩みの結果と考えます。本体施設と同様の理念の下、地域の中に建つ施設としてどうあるべきかを模索しながら運営に努めたいと思います。 ② 母体施設に比べ新施設を囲む地域の特性は異なりますが、これからの高齢化社会においては、施設の利を追求するだけでなく、いかに地域のために貢献できるか、地域力を高め地域と一体になり高齢者を支えるために何ができるかを考えていくことが大切と思われます。地域包括システムの構築が進む中、その中核的役割を担う地域包括支援センターの役割は大変期待されています。これまでの実績を生かしながら、第5圏域においても、地域を支える一端を担っていきたいと考えています。
(2) 総合相談・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターも今年度から「高齢者あんしん相談センター」と

<p>(3) 介護予防事業対象者に対する介護予防マネジメント</p>	<p>いう愛称で周知されます。前担当の地域包括支援センターが活動していた後を引き継ぐため、昨年度同様の相談が寄せられると予測できます。高齢者の増加とともに複雑多様化する相談内容ですが、一つのチームとして、各専門職の知識や技術を生かし対応したいと考えます。</p> <p>初年度はできるだけ多くの独居高齢者や高齢者世帯を把握することに努め、民生委員とのネットワークを有効に活用し連携します。</p> <p>② 地域支援とネットワーク構築</p> <p>地域で機能している既存のネットワークに早めに融合し、地域特性を把握するとともに、その利点を生かしながら高齢者見守りネットワークを地域の細部に広げていくことに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者や家族を支えるため、情報交換会、各種講座・教室に顔をだし、支援・協力や時には企画・開催をしていきたいと思います。 <table border="1" data-bbox="539 813 1430 1142"> <tr> <td>地域ケア会議</td> <td>年3回開催予定</td> <td>第5圏域内にて開催</td> </tr> <tr> <td>情報交換会</td> <td>年2回実施予定 要請に応じ随時実施</td> <td>みずほ台地区民生委員協議会 水谷・南畑地区民生委員協議会</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター養成講座</td> <td>1回実施 要請に応じ随時実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護者教室</td> <td>年4回開催予定</td> <td>第5圏域内での開催企画</td> </tr> </table>	地域ケア会議	年3回開催予定	第5圏域内にて開催	情報交換会	年2回実施予定 要請に応じ随時実施	みずほ台地区民生委員協議会 水谷・南畑地区民生委員協議会	認知症サポーター養成講座	1回実施 要請に応じ随時実施		介護者教室	年4回開催予定	第5圏域内での開催企画
	地域ケア会議	年3回開催予定	第5圏域内にて開催										
情報交換会	年2回実施予定 要請に応じ随時実施	みずほ台地区民生委員協議会 水谷・南畑地区民生委員協議会											
認知症サポーター養成講座	1回実施 要請に応じ随時実施												
介護者教室	年4回開催予定	第5圏域内での開催企画											
<p>③ 相談会・出前講座等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターひだまりの庭むさしのの周知や、高齢者支援の活動において、地域の理解や協力が得られるよう相談会や出前講座を実施したいと思います。 <p>① 年間を通して予防プラン作成 30人とし維持・向上できるように努めます。</p> <p>② 予防給付の対象者へのケアプランの作成、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前包括から引き継いだケースへの支援を怠りなく実施するとともに、介護予防支援対象者自身の選択を尊重し、アセスメントの時点からサービスの必要性だけでなく、継続性も視点に契約やプラン作成を行います。 <p>③ 二次予防事業対象者の把握・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域内において様々な機会を利用し、介護予防の必要性や二次予防事業の周知に努め利用者の増加を図ります。 ・参加利用者の事業利用状況の把握・評価は、事業実施機関との連携や情報交換を通して行い、利用者が意欲的に終了まで取り組めるようにします。 													

<p>(4) 権利擁護業務</p>	<p>① 高齢者虐待への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係機関の意識も高まり浮上してくる高齢者虐待の相談は増えています。高齢者の権利尊厳を行使できるよう、虐待通報時は市高齢者援護係・関係機関と連携しながら、速やかに複数職員で自宅訪問・状況確認を行い役割を果たします。支援は高齢者本人だけでなく、養護者へも目を向け継続支援します。 ・虐待ケースについては、職員間で検討し常に情報共有して慎重に対応します。 <p>② 消費者被害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で起きている消費者被害は、年々巧みな手口が登場し、被害にあったという意識のない高齢者も多いようです。今後は地域の実情を把握しつつ、地域包括業務(サロン訪問・出前講座・相談会等)を通して、周知・啓発に努めます。 <p>③ 成年後見制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用促進のための周知に努め、専門職とのネットワークを構築しながら、制度を必要とする高齢者・親族等への利用申し立て支援等を実施します。 					
<p>(5) 包括的・継続的マネジメント事業</p>	<p>① ケアマネジャーへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5圏域は困難ケースが多いといわれが、属する居宅支援事業所は2か所で、一人ケアマネの事業所と新設の事業所のため、地域包括支援センターのケアマネ後方支援は大切な役割になります。相談があれば、困難ケースのケアマネジメントの問題や、支援におけるさまざまな問題への助言・指導を行います。 <p>② ネットワークづくりの推進と強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーの共通意識を育成し質を向上させるためには、圏域会議は必要と思われ、圏域を越えて市内全体からの参加を得て、意味ある会議で役立つと期待され始めている。今後も魅力ある企画をします。 <table border="1" data-bbox="539 1534 1430 1630"> <tr> <td>圏域会議</td> <td>年2回開催予定</td> <td rowspan="2">第1圏域との共同開催も検討</td> </tr> <tr> <td>地域ケア研修会</td> <td>年1回開催予定</td> </tr> </table>	圏域会議	年2回開催予定	第1圏域との共同開催も検討	地域ケア研修会	年1回開催予定
圏域会議	年2回開催予定	第1圏域との共同開催も検討				
地域ケア研修会	年1回開催予定					
<p>(6) 地域との関わり</p>	<p>① 地域行事への参加および協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に地域へ赴き、高齢者や家族、一般住民と交流し、業務へ反映させていきたいと考えます。また地域の要請に応じて様々な面で連携や協力を実施します。 <p>② 地域ニーズの掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度は地域特性や地域の課題把握に努め、今後の活動の指針にしたいと考えます。 					

(7) その他	<p>① 危機管理について（緊急時・事故発生時の対応等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の相談や支援も増えており、年度初めに対応マニュアルの確認を行い、各職員の役割や他機関との連携について共通理解を図ります。 ・災害時の活動に備えマニュアルを作成します。 <p>② 個人情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の扱いや管理は法令を遵守し、業務上、他機関へ情報提供する場合は慎重に行います。 <p>③ 職員の能力向上と連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職員が常に各自の専門性を高める意識を高く持ち、知識向上のための研修に積極的に参加できるようにします。
---------	---

居宅介護支援事業

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) 稼働率の維持・向上の取組み	① 稼働率 88%を目標とし、維持・向上できるように努めます。
(2) ケアマネジメント業務	<p>① 新規開設に伴い、既存支援センターから紹介されるご利用者様、ご家族様に安心される引き継ぎを行います。新たな新規利用者の受け入れについては、地域包括支センターと積極的に情報交換を図り、早期のプラン数の上限達成を目指します。</p> <p>② 支援会議内で毎月1ケース居宅サービス計画・事例を検討します。他職員と共に検討する機会を作ることで、質の高いケアマネジメントを行います。</p> <p>③ 利用者ニーズの沿った居宅サービス計画作成の為、課題分析手法・アセスメントへの研修へ参加します。また、質の高いアセスメントを行うため新規の方は極力二人体制で訪問して課題分析をします。</p> <p>④ 法の改正に照らし合わせて随時帳票類を見直し、法令順守された内容のものへ統一します。</p> <p>⑤ 利用者本人のできる事や意向をプラン内に盛り込んだ自立支援型のケアマネジメントを更に充実させます。</p>
(3) 事業所内の連携	<p>① 緊急マニュアルを再度確認・整備し、緊急時対応を担当ケアマネジャー以外の職員でもスムーズに実施できるようにしていきます。</p> <p>② 支援会議・プラン・事例検討会の場で、各自ケースの近況報告を行うことで、新規・休止・入院等の状況把握をします。</p>
(4) 相談・苦情の援助体制	① 利用者、家族からの苦情について公正中立で迅速かつ適切な対応を行います。又、他従業者にも報告し、情報の共有を行い、対応策を検討しま

<p>(5) 従業員の育成</p>	<p>す。</p> <p>② 苦情の内容・対応・結果について、その大小にかかわらず書面に記録していきます。また内容を閲覧できる環境を整備します。</p> <p>① 新任の介護支援専門員へは就業6カ月～1年の間に新任者向け基礎研修を受講する機会を確保します。</p> <p>② 介護予防、介護予防スキルアップ研修へ参加し、要支援から要介護状態まで一人の方を継続して支援できる知識と能力を身につけます。</p> <p>③ 外部研修を、最低一人年2回は受ける機会を設けます。</p> <p>④ 最新情報や業務上の資料として、ケアマネジメント関係の書籍を購入していきます。参考書籍や、インターネット等で情報収集を行い、新しい情報を取り込み、業務に活かします。</p>
-------------------	---

6 栄養課

総合目標及び課題

- ・利用者本位の食事の提供
- ・豊かで笑顔あふれる食生活の提供

重点目標及び課題	具体的取組み
(1) ソフト食メニューの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ① 凍結含浸法を積極的に採用します。現在提供中のごぼう、れんこん、たけのこ以外の果物、肉類、野菜類に挑戦します。 ② 盛り付けを丁寧に行い、見た目にも形状を保ちつつも歯ぐきでつぶせる料理を提供します。
(2) 品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① 温度と時間と量の管理を確実にし、品質の安定化を目指します。 ② 安心安全で美味しい食事の提供に努めます。
(3) 季節行事食とお楽しみメニューの充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 年間の季節行事に合わせた行事食を提供します <ul style="list-style-type: none"> (ア) 5月 端午の節句 (イ) 7月 七夕、納涼祭 (ウ) 9月 敬老の日：長寿を祝う会 (エ) 12月 もちつき会、クリスマス、大晦日 (オ) 1月 正月、新年会 (カ) 2月 節分 (キ) 3月 ひな祭り (ク) その他 鍋行事、収穫祭、鉄板焼行事等 ② 日常の食事が楽しめる様、毎月1回以上は駅弁に似せた物やお好み焼き、寿司等のお楽しみメニューを提供します。
(4) 栄養ケア・個別対応の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 3ヶ月に1度は各利用者の栄養状態の把握と判定を行います。 ② 必要に応じて個別対応・栄養介入することで、利用者の栄養状態を良好に保てるように努めます。
(5) 多職種共同で食を通じた楽しみの提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 多職種共同で食を通じたレクリエーションや余暇活動を行います。 ② 利用者参加型の行事を行い、心と体が穏やかであるよう寄与します <ul style="list-style-type: none"> (ア) 5月 草餅作り (イ) 8月 かき氷作りやパフェ作り (ウ) 9月 仲秋の名月お団子作り、牡丹餅作り (エ) 10月 肉まん作りやうどん作り (オ) 3月 おはぎ作り